# 令和3 (2021) 年度 事 業 報 告 書

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月 31日

## 令和3(2021)年度 事業報告

### 1. 日本国籍の奨学生給付金の経過および成果

令和3(2021)年度は、各最終学年の大学院生25名、大学生31名の、合計56名 (前年54名)の奨学生に、1人月額 3万円 年額36万円、総額 2,016万円の奨学金給付事業を 行ってまいりました。また、奨学金についての問合せなどに、ご説明、助言を行って まいりました。

大学別(北~南)給付学生明細

	大学別(北〜南)給付学生明						
NO	奨 学 金 給 付 事 業	大学院生 氏 名	金額	大学生 氏 名	金額		
1	北海道医療大学歯学部	1	360,000	1	360,000		
2	北海道大学大学院歯学研究院	1	360, 000	1	360, 000		
3	岩 手 医 科 大 学 歯 学 部	1	360,000	1	360,000		
4	東北大学大学院歯学研究科			1	360,000		
5	奥 羽 大 学 歯 学 部			1	360,000		
	n			1	360,000		
6	明 海 大 学	1	360,000	1	360,000		
7	東 京 歯 科 大 学	1	360,000	1	360,000		
8	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科	1	360,000	1	360,000		
9	昭 和 大 学 歯 学 部	1	360,000	1	360,000		
10	日本 大学 歯学部	1	360, 000	1	360,000		
11	日本大学松戸歯学部	1	360, 000	1	360,000		
12	日本歯科大学生命歯学部	1	360,000				
	n	1	360,000				
13	日本歯科大学新潟生命歯学部			1	360,000		
14	新潟大学大学院医歯学総合研究科	1	360,000	1	360,000		
15	神奈川歯科大学			1	360,000		
	п			1	360,000		
16	鶴 見 大 学 歯 学 部	1	360,000	1	360,000		
17	松本歯科大学			1	360,000		
	П			1	360,000		
18	朝  日  大  学	1	360,000	1	360,000		
19	愛 知 学 院 大 学 歯 学 部	1	360,000	1	360,000		
20	大阪大学大学院歯学研究科	1	360,000	1	360,000		
21	大 阪 歯 科 大 学	1	360,000	1	360,000		
22	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科	1	360,000	1	360,000		
23	広島大学大学院医系科学研究科	1	360,000				
	n	1	360,000				
24	徳 島 大 学 大 学 院 口 腔 科 学 教 育 部			1	360,000		
	n			1	360,000		
25	九州酱科大学	1	360,000	1	360,000		
26	九州大学大学院歯学研究院	1	360,000	1	360, 000		
27	福 岡 歯 科 大 学	1	360,000	1	360,000		
28	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科	1	360,000	1	360,000		
29	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科	1	360,000	1	360,000		
	1人月額 30,000円	大学院生計 25名(1)	9, 000, 000	大学生計 31名(2)	11, 160, 000		
	合 計 56名	(1) + (2)		20, 160,	000 円		

### 2. 留学生奨学給付金の成果

平成28 (2016) 年度より新設いたしました、大学院留学生の1年生を対象として、 留学生1名に対し、卒業までの期間に 年1回 3万円、4年次までの4年間 総額 12万円の 奨学金を給付します。当令和3年度は、15名 総額 45万円の給付を決定し、11名に支給。 新型コロナウイルスの影響により未入国の4名には、次年度合算して支給することと いたしました。

大学別(北~南)給付学生明細

NO	奨 学 金 給 付 事 業	大学院生 氏 名	国籍	学年	金額
1	北海道医療大学歯学部	1	インドネシア	1	30, 000
2	II	1	イント・ネシア	1	30, 000
3	II	1	中国	1	30, 000
4	北海道大学大学院歯学研究院	1	中国	1	30, 000
5	IJ	1	中国	1	30, 000
6	東北大学大学院歯学研究科	1	スリランカ	1	30, 000
7	日本大学松戸歯学部	1	中国	1	30, 000
8	  神	1	台湾	1	30, 000
9	大阪大学大学院歯学研究科	1	中国	1	30, 000
10	II	1	中国	1	30, 000
11	大 阪 歯 科 大 学	1	中国	1	30, 000
12	II	1	中国	1	30, 000
13	II	1	中国	1	30, 000
14	   岡 山 大 学 大 学 院 医 歯 薬 学 総 合 研 究 科	1	中国	1	30, 000
15	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科	1	ハ'ンク'ラ テ'ィシュ	1	30,000
	合 計 15名 1	人年額 30,000円			450, 000円

### 3. 留学生奨学給付金の進級生経過および成果

令和2(2020)年度に支給した奨学生の内、令和3(2021)年度には3名が辞退され、進級された 奨学生は48名。その内1名の休学があり、留学生47名に総額141万円を給付し、休学中の 奨学生への給付金は次年度へ繰り越しました。

大学別(北~南)給付学生明細

			大学別	(北~南)	給付学生明細
NO	奨 学 金 給 付 事 業	大学院生 氏 名	国籍	学年	金額
1	北海道医療大学歯学部	1	モンコ゛ル	4	30, 000
2	II	1	ネハ゜ール	4	30, 000
3	II	1	中国	4	30, 000
4	II	1	パンク*ラ テ*ィシュ	4	30, 000
5	II	1	メキシコ	4	30, 000
6	II	1	ハ゛ンク゛ラ ディシュ	3	30, 000
7	II	1	台湾	2	30, 000
8	IJ	1	台湾	2	30,000
9	北海道大学大学院歯学研究院	1	中国	4	30, 000
10	II	1	中国	4	30, 000
11	II	1	バングラ ディシュ	4	30, 000
12	II	1	中国	3	30, 000
13	II	1	中国	3	30, 000
14	II	1	中国	2	30, 000
15	II	1	中国	2	30, 000
16	II	1	中国	2	30, 000
17	II	1	中国	2	30, 000
18	II	1	タイ	2	30, 000
19	II	1	ハ゛ンク゛ラ ディシュ	2	30, 000
20	II	1	中国	2	30, 000
21	新潟大学大学院医歯学総合研究科	1	タイ	4	30, 000
22	II	1	チリ	3	30, 000
23	鶴 見 大 学 歯 学 部	1	ネハ゜ール	2	30, 000
24	松本歯科大学	1	台湾	3	30, 000
25	大阪大学大学院歯学研究科	1	中国	4	30, 000
26	п	1	中国	4	30, 000
27	II	1	中国	3	30, 000
28	II	1	中国	3	30, 000
29	大 阪 歯 科 大 学	1	中国	3	30,000
30	II	1	中国	2	30, 000
31	II	1	中国	2	30, 000

大学別(北~南)給付学生明細

			76 1 70 1	. 10 1147	WH 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
NO	奨 学 金 給 付 事 業	大学院生 氏 名	国籍	学年	金額
32	大 阪 歯 科 大 学	1	中国	2	30, 000
33	II.	1	中国	2	30, 000
34	II	1	中国	2	30, 000
35	<u> </u>	1	中国	2	30, 000
36	II	1	中国	2	30, 000
37	II	1	中国	2	30, 000
38	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科	1	中国	4	30, 000
39	IJ	1	べトナム	3	30, 000
40	広島大学大学院医系科学研究科	1	中国	4	30, 000
41	徳島大学大学院口腔科学教育部	1	中国	2	30, 000
42	II	1	中国	2	30, 000
43	九 州 歯 科 大 学	1	タイ	4	30, 000
44	II	1	タイ	3	30, 000
45	II	1	タイ	2	30, 000
46	福 岡 歯 科 大 学	1	ラオス	4	30, 000
47	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科	1	イラン	4	30, 000
48	n	1	イラン	3	30, 000
	合 計 47名	1人年額 30,000円			1, 440, 000円

### 4. 奨学金の返還について

平成21(2009)年度までは、奨学金貸与制度に基づき、貸与後20年以内に返還頂くことで、 奨学事業を行って参りました。

当事業年度の期首における貸与者(返還中の奨学生)は73名で、その内60名より総額3,596,980円の返還がございました。また、18名の方が当年度をもって完済されています。令和4(2022)年3月末現在の貸与金残高は、9,696,350円、貸与者は55名となりました。給付事業と共に引き続き返還事業を行います。

# 公益財団法人 森田 奨学育英会 理事・監事・評議員名簿

令和 4年 3月 31日

### 【理事】

役 職	氏	名	所 属		住 所
理事長	川添	善彬	大阪歯科大学	573-1121	大阪府枚方市楠葉花園町8-1
常任理事	森田 晴	青夫	株式会社 モリタ	564-8650	大阪府吹田市垂水町3-33-18
理事	井出書	吉信	東京歯科大学	101-0061	東京都千代田区三崎町2-9-18
理事	中原	泉	日本歯科大学	102-8159	東京都千代田区富士見1-9-20
理 事	本田 和	和也	日本大学歯学部	101-8310	東京都千代田区神田駿河台1-8-13
理事	若林 貝	训幸	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科	113-8549	東京都文京区湯島1-5-45

### 【監事】

役	職	氏	名	所 属		住 所
監	事	石井	拓男	東京歯科大学	101-0061	東京都千代田区三崎町2-9-18
監	事	森	炎	東京弁護士会	105-0002	東京都港区愛宕1-6-7-503

# 公益財団法人 森 田 奨 学 育 英 会 理事・監事・評議員名簿

令和 4年 3月 31日

### 【評議員】

役職	氏 名	所属		生 所
評議員	川上 智史	北海道医療大学歯学部	061-0293	北海道石狩郡当別町金沢1757
評議員	八若 保孝	北海道大学大学院歯学研究院	060-8586	北海道札幌市北区北13条西7丁目
評議員	三浦 廣行	    岩手医科大学歯学部	020-8505	岩手県盛岡市中央通1-3-27
評議員	佐々木 啓一	  東北大学大学院歯学研究科	980-8575	宮城県仙台市青葉区星陵町4-1
評議員	瀬川 洋	奧羽大学歯学部	963-8611	福島県郡山市富田町三角堂31-1
評議員	安井 利一	明海大学	350-0283	埼玉県坂戸市けやき台1-1
評議員	片倉 朗	東京歯科大学	101-0061	東京都千代田区三崎町2-9-18
評議員	森尾 郁子	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科	113-8549	東京都文京区湯島1-5-45
評議員	槇 宏太郎	昭和大学歯学部	142-8555	東京都品川区旗の台1-5-8
評議員	新井 嘉則	日本大学歯学部	101-8310	東京都千代田区神田駿河台1-8-13
評議員	小方 頼昌	日本大学松戸歯学部	271-8587	千葉県松戸市栄町西2-870-1
評議員	羽村 章	日本歯科大学生命歯学部	102-8159	東京都千代田区富士見1-9-20
評議員	藤井 一維	日本歯科大学新潟生命歯学部	951-8580	新潟県新潟市浜浦町1-8
評議員	前田 健康	新潟大学大学院医歯学総合研究科	951-8514	新潟県新潟市学校町通二番町5274
評議員	櫻井 孝	神奈川歯科大学	238-8580	神奈川県横須賀市稲岡町82
評議員	大久保 力廣	鶴見大学歯学部	230-8501	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3
評議員	矢ヶ﨑 雅	松本歯科大学	399-0781	長野県塩尻市広丘郷原1780
評議員	大友 克之	朝日大学	501-0296	岐阜県穂積市穂積1851
評議員	後藤 滋巳	愛知学院大学歯学部	464-8650	愛知県名古屋市千種区楠元町1-100
評議員	今里 聡	大阪大学大学院歯学研究科	565-0871	大阪府吹田市山田丘1-8
評議員	田中 昭男	大阪歯科大学	573-1121	大阪府枚方市楠葉花園町8-1
評議員	窪木 拓男	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科	700-8525	岡山県岡山市北区鹿田町2-5-1
評議員	加藤 功一	広島大学大学院医系科学研究科	734-8553	広島県広島市南区霞1-2-3
評議員	河野 文昭	徳島大学大学院口腔科学教育部	770-8504	徳島県徳島市蔵本町3-18-15
評議員	西原 達次	九州歯科大学	803-8580	福岡県北九州市小倉北区真鶴2-6-1
評議員	中村 誠司	九州大学大学院歯学研究院	812-8582	福岡県福岡市東区馬出3-1-1
評議員	髙橋 裕	福岡歯科大学	814-0193	福岡県福岡市早良区田村2-15-1
評議員	村田 比呂司	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科	852-8588	長崎県長崎市坂本1-7-1
評議員	西村 正宏	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科	890-8544	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘8−35−1
評議員	加納英夫	株式会社 モリタ	110-8513	東京都台東区上野2-11-15
評議員	塚本 耕二	株式会社 モリタ製作所	612-8533	京都府京都市伏見区東浜南町680

# 附属明細書

事業における重要な事項は令和3年度事業報告書に記載されており、「一般社団 法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告書 の内容を補足する重要な事項」は、特に無いため、当年度の附属明細書は作成しない。